

青森県報

第二千八百六十九号

平成十九年
十二月十二日
(水曜日)

規 則

青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四百号

青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則の一部を改正する規則

青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則(平成二年三月青森県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第十六条を削る。

第十七条の見出しを「(電子情報処理組織による申請)」に改め、同条第一項中「前条第一項の規定による」を「青森県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十九年十月青森県条例第六十五号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して資格審査の」に改め、「する者」の下に「(以下「電子申請者」という。)」を加え、同条に次の二項を加える。

3 電子申請者は、県の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)に備えられたファイルから入手可能な様式に記録すべき事項を当該電子申請者の使用に係る電子計算機から入力して、当該申請を行わなければならない。

4 電子申請者は、第四条第一項の知事が別に定める書類を知事に提出しなければならない。
第十七条を第十六条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

目 次

青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則の一部を改正する規則……………(監理課) ……一

告 示

障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定……………(障害福祉課) ……二

障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………(同) ……二

指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(同) ……二

障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……三

指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地変更の届出……………(同) ……三

障害者自立支援法による相談支援事業者の指定……………(畜産課) ……四

飼料の試験の結果の概要……………(畜産課) ……四

家畜伝染病の発生……………(同) ……四

区域内特定養殖業者の特定養殖共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……五

道路の区域の変更……………(道路課) ……五

自動車専用道路の指定……………(同) ……五

公 告

建設業者の許可の取消し……………(東青地民局) ……五

右 同……………(西北地民局) ……六

株式会社 ムスン	十和田市農 業協同組合	十和田市農 業協同組合	十和田市農 業協同組合
東京都区 本六丁目 一〇の六 木ビル森 ワ―三 F	十和田市西 三番町四 の二	十和田市西 三番町四 の二	十和田市西 三番町四 の二
居宅介護 重度訪問 介護	居宅介護 重度訪問 介護	居宅介護 重度訪問 介護	居宅介護 重度訪問 介護
株式会社 ケンセ ケンセ ケンセ	JA十和田 ホームヘル プステ―シ ョン「き ぎずな」	JA十和田 ホームヘル プステ―シ ョン「き ぎずな」	JA十和田 ホームヘル プステ―シ ョン「き ぎずな」
十和田市大 字小字 一〇	十和田市東 一	十和田市東 一	十和田市東 一
〃	〃	〃	〃

青森県告示第八百四十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成十九年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉 法人信和会	社会福祉 法人信和会	社会福祉 法人信和会	社会福祉 法人信和会
宮城県北 根台市 宮城黒 松二〇	宮城県北 根台市 宮城黒 松二〇	宮城県北 根台市 宮城黒 松二〇	宮城県北 根台市 宮城黒 松二〇
就労継続 支援B型	就労継続 支援A型	就労移行 支援	就労移行 支援
就労継続 支援B型 事業所 （ク） ピア アハ 戸	就労継続 支援A型 事業所 （ク） ピア アハ 戸	就労移行 支援 事業所 （ク） ピア アハ 戸	就労移行 支援 事業所 （ク） ピア アハ 戸
八戸市大 字新 野田 二九	八戸市大 字新 野田 二九	八戸市大 字新 野田 二九	八戸市大 字新 野田 二九
〃	〃	平成 一九・二・ 一五	〃

社会福祉 法人悠福社	株式会社 草菴	社会福祉 法人みやぎ 会	株式会社 エコー	株式会社 ツクリビレ ツジ	株式会社 ツクリビレ ツジ
青森市大 字新 城字七 九	弘前市大 字城 東二丁 目二	八戸市大 字新 市観音 下三	十和田市 西二 三番町 四の二	八戸市大 字大 久保西 ノ平 二五の 五二	八戸市大 字大 久保西 ノ平 二五の 五二
居宅介護 重度訪問 介護	居宅介護 重度訪問 介護	居宅介護 重度訪問 介護	居宅介護 重度訪問 介護	児童デイ サービス	児童デイ サービス
指定居宅 介護事業 所	草菴ヘル パ―	介護老人 保健施設 とわだ	JA十和田 ホームヘル プステ―シ ョン「き ぎずな」	児童デイ サービス どんぐ り	児童デイ サービス どんぐ り
青森市大 字新 城字七 九	弘前市大 字城 東二丁 目二	十和田市 大 字 洞内長 田六	十和田市 東一 番町六 の五	八戸市大 字大 久保西 ノ平 二五の 五二	八戸市大 字大 久保西 ノ平 二五の 五二
一九・三・ 一	〃	〃	〃	一九・三・ 五	一九・三・ 五

青森県告示第八百四十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業者を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成十九年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	変更
社会福祉 法人七峰社	弘前市大 字 白銀 町二	指定障害 福祉サー ビス事 業者	年月日
共同生活 介護	拓光園共 同生活介 護事業所	障害福祉 サービス の種類	〃
弘前市大 字 高屋 三宮 五	弘前市大 字 高屋 三宮 五	障害福祉 サービス を行う事 業所	〃
〃	〃	〃	〃

青森県告示第八百四十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第三十二条第一項の規定により、次のとおり相談支援事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成十九年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定相談支援事業者	相談支援事業を行う事業所	年月日
名称	名称	所在地
社会福祉法人信和会	指定相談支援事業所「クロバース・ピア八戸東」	八戸市大字新井田字松山中野場二九の一
主たる事務所の所在地		平成一九・二・一五
宮城県仙台市青葉区北根黒松二の一〇		

青森県告示第八百四十七号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により平成十九年十一月六日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成十九年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要										違反の内容		
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性窒素 %	水溶性窒素 %	消化率 %	T D N %		M E kcal/kg	その他の水分 %
北日本くみあい飼料株式会社八戸工場八戸市大字河原木字海岸24の7	同左	くみあい標準配合飼料パフォーチックZK後期	19.10	16.1	2.8	0.91	0.72	2.8	5.5					2,800	13.4	
		くみあい配合飼料たまご工房	19.10	18.4	6.0	4.13	0.60	2.7	13.2					2,800	11.7	
		くみあい配合飼料ニューアグアイフB	19.10	17.0	5.0	0.65	0.47	2.6	4.2				78.0		13.3	

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目別に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

青森県告示第八百四十八号

平成十九年十二月十二日

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑別の患畜	頭数	発生場所又は区域	年月日
ヨ一ネ病	牛	患畜	一	三沢市	平成一九・二・二六

青森県告示第八百四十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百二十五条の六第一項の規定により次の発起人が求めた次の加入区に係る区域内特定養殖業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第三項において準用する同法第百五条の二第二項の規定により公示する。

平成十九年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	国道	一〇一号	五所川原市大字福山字広富四八六の一から五所川原市大字太刀打字柳川二六六の一まで	前 二・三・四・五メートルから 一〇四・六六メートルまで 後 一〇四・六六メートルから 七、二六八・〇〇メートル	七、二六八・〇〇メートル		

青森県告示第八百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定により、次のとおり自動車のみの一般交通の用に供する道路の部分を指定するので、同条第四項前段の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十年一月十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十九年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	加入区の名称
東津軽郡平内町大字口広字口広沢一〇の一 阿部 市範 東津軽郡平内町大字狩場沢字桧沢三一 船橋 正一	平内町第六加入区

青森県告示第八百五十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十年一月十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十九年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	指定する道路の部分	指定する期日
一〇一号	五所川原市大字福山字広富四五の四から五所川原市大字太刀打字柳川二六六の一まで	平成一九・二・二三

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社三愛Jハウス
- 二 代表者の氏名 岩瀬 勢
- 三 主たる営業所の所在地 青森市松原三丁目九の四七
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一四)第一〇〇二二九号
- 五 取消年月日 平成十九年十一月二十日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成十九年十一月十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社山田工務店
- 二 代表者の氏名 山田 文蔵
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字広田字榊森三七の二
- 四 許可番号 青森県知事許可(特 一八)第四〇〇一六七号
- 五 取消年月日 平成十九年十一月十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木、建築、大工、とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成十九年十一月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

り確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭